

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月9日

【四半期会計期間】 第90期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 四国化成工業株式会社

【英訳名】 Shikoku Chemicals Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兼 C . E . O . 山下 矩 仁 彦

【本店の所在の場所】 香川県丸亀市土器町東八丁目537番地1

【電話番号】 (0877)22-4111

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 企画・管理担当 富 田 俊 彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地B16

【電話番号】 (043)296-4111

【事務連絡者氏名】 幕張支社総務部長 皆 川 雅 彦

【縦覧に供する場所】 四国化成工業株式会社 幕張支社
(千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目3番地B16)

四国化成工業株式会社 大阪支社
(大阪府吹田市豊津町22番6号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)幕張支社は法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第89期 第3四半期 連結累計期間	第90期 第3四半期 連結累計期間	第89期 第3四半期 連結会計期間	第90期 第3四半期 連結会計期間	第89期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成21年4月1日 至平成21年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高 (百万円)	31,303	29,534	9,656	9,512	40,351
経常利益 (百万円)	3,513	3,602	662	1,243	4,152
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,014	2,008	352	573	2,133
純資産額 (百万円)	-	-	31,711	33,383	31,695
総資産額 (百万円)	-	-	54,503	53,335	52,643
1株当たり純資産額 (円)	-	-	538.38	566.90	537.95
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	34.41	34.33	6.02	9.80	36.45
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	57.8	62.2	59.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,268	4,566	-	-	4,317
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,524	700	-	-	1,995
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,657	1,200	-	-	4,232
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	-	-	4,139	5,757	3,173
従業員数 (人)	-	-	1,044	1,025	1,031

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	1,025	(71)
---------	-------	------

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しており、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	555	(14)
---------	-----	------

(注) 上記の人数は、関係会社等への出向者(22人)を除き、執行役員(4人)を含んでおり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、当第3四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当第3四半期連結会計期間の生産、受注及び販売の状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(1) 生産実績

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
化学品事業		
無機化成品 (百万円)	582	108.5
有機化成品 (百万円)	1,879	86.3
ファイン ケミカル (百万円)	1,506	110.7
小計 (百万円)	3,969	97.4
建材事業		
壁材 (百万円)	555	105.7
エクステリア (百万円)	2,178	87.3
小計 (百万円)	2,734	90.5

- (注) 1 生産金額は主に生産量に平均販売価格を乗じて算出しております。
2 生産実績は自家消費(無機、有機化成品及びファイン ケミカル)を一部含んでおります。
3 その他の事業については生産活動になじまないため記載しておりません。
4 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
化学品事業		
無機化成品 (百万円)	1,955	98.1
有機化成品 (百万円)	1,367	82.6
ファイン ケミカル (百万円)	2,253	139.7
小計 (百万円)	5,575	106.0
建材事業		
壁材 (百万円)	734	90.1
エクステリア (百万円)	2,961	92.0
小計 (百万円)	3,696	91.6
その他の事業 (百万円)	239	66.4
合計 (百万円)	9,512	98.5

- (注) 1 販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上となる販売先はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日～平成21年12月31日)の当社グループを取り巻く経済環境は、内外の在庫調整の進展や中国等のアジア諸国を中心とした海外経済の改善を背景とした輸出、生産の増加などから緩やかに回復傾向を示し、企業の設備投資も下げ止まりの兆しは見られるようになりましたが、個人消費は厳しい雇用・所得情勢が続き低調で、物価動向は緩やかなデフレ状況になるなど、依然として厳しい状況で推移いたしました。

このような状況下、当社グループは急激な市場の変化に対応すべく、販売体制の見直しを行うとともに、コストの削減による収益性の向上に努めました結果、売上高は95億12百万円(前年同四半期比1.5%の減収)、営業利益は11億31百万円(前年同四半期比18.5%の増益)、経常利益は12億43百万円(前年同四半期比87.7%の増益)、四半期純利益は5億73百万円(前年同四半期比62.7%の増益)となりました。新設住宅着工戸数の落込みと円高の影響などもあり、売上高は、依然として前年同四半期を僅かに下回っておりますが、化学品事業を中心に販売は回復しており、利益面では前年同四半期を上回りました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

化学品事業

(無機化成品)

ラジアルタイヤ向け原料である不溶性硫黄やレーヨン・セロハン向けの二硫化炭素は、円高の影響を受けたものの輸出が好調に推移しました。浴用剤・合成洗剤向けの無水芒硝は、シェアの拡大と採算性の改善に努めました。

(有機化成品)

殺菌消毒剤シアヌル酸誘導品は、販売価格の是正に努めましたが、輸出が低調に推移したほか、円高の影響を大きく受けました。また、耐熱電線ワニス向けのセイクは収益体質の改善に努め、排水処理剤であるハイボルカは市場開拓に注力しました。

(ファイン ケミカル)

プリント配線板向けの水溶性防錆剤であるタフエースは、昨年の世界的な景気減速に伴う国内外での需要減少が一段落し、円高の影響を受けたものの輸出を中心に順調に回復しました。また、エポキシ樹脂硬化剤を主用途とするイミダゾール類は、国内外ともに堅調に推移しました。

以上の結果、化学品事業部門の売上高は55億75百万円(前年同四半期比6.0%の増収)、営業利益は10億3百万円(前年同四半期比3.4%の増益)となりました。

建材事業

(壁材)

景気減速により住宅市場が低迷する中、外装・舗装分野を中心に販売は低調に推移しましたが、高付加価値製品の拡販による収益の改善に努めました。

(エクステリア)

景気減速に伴う市場の冷え込みにより、住宅分野、景観分野ともに販売が伸び悩みましたが、生産部門、販売部門ともにコスト削減による収益構造の改善に努めました。

以上の結果、売上高は36億96百万円(前年同四半期比8.4%の減収)、営業利益は4億69百万円(前年同四半期比50.3%の増益)となりました。

その他の事業

その他の事業は、景気減速による設備投資、個人消費の冷え込みから情報システム事業、フード事業ともに低調に推移しました。

以上の結果、売上高は2億39百万円(前年同四半期比33.6%の減収)、営業利益は24百万円(前年同四半期比37.8%の減益)となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

売上高は89億16百万円(前年同四半期比1.5%の増収)となりました。

化学品事業はファイン ケミカルが堅調に推移しましたが、建材事業は市場の低迷により減収となりました。

営業利益は11億83百万円(前年同四半期比28.6%の増益)となりました。

北米

売上高は5億95百万円(前年同四半期比31.8%の減収)となりました。

殺菌消毒剤シアヌル酸誘導品は、販売価格の是正に努めましたが、販売の減少に加え円高の影響を大きく受けた結果、減収となりました。

営業利益は5百万円(前年同四半期比88.6%の減益)となりました。

なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、16億93百万円(前年同四半期比1億52百万円の増加)となりました。主な収入項目は、税金等調整前四半期純利益9億29百万円、減価償却費4億31百万円、仕入債務の増加額4億66百万円であります。

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、20百万円(前年同四半期比15億35百万円の減少)となりました。主として、有形固定資産の取得による支出42百万円であります。

財務活動に使用されたキャッシュ・フローは、5億48百万円(前年同四半期比15億77百万円の増加)となりました。主として、長期借入金の返済による支出1億86百万円、配当金の支払額2億92百万円であります。

以上の結果、現金及び現金同等物は、57億57百万円(第2四半期連結会計期間末比11億43百万円の増加)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(会社の支配に関する基本方針)

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かの判断は、最終的には、株主全体の意思に基づいて行われるべきだと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等からみてステークホルダーとの関係を破壊するもの、当社に対して高値で買取りを請求する場合や、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、また当社や株主の皆様が買付けの条件について検討し、あるいは当社が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものもないとは言えず、これらの行為に関して、当社の基本理念や株主の皆様を始めとするステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

そこで、当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を、以下「基本方針」といいます。

2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

企業理念、企業ビジョン等

当社グループは、創業の基となり事業展開の源泉ともなってきた「独創力」を企業理念として、「豊かで輝く企業、小粒でも世界に通用する企業集団となる」ことをビジョンに掲げております。このビジョンの実現に向け「スピード&ストレッチ」を行動指針として、より高い目標設定とその達成に向けた意思決定、並びに行動の迅速化を全役職員共通の価値観としています。

中期経営計画

上記ビジョンに近づくための具体的な取組みとして、当社グループでは平成22年3月期を最終年度とする5年間の中期経営計画「Shikoku Survival Strategy (S S S)」を策定し、その達成に向けた事業運営を行っております。

S S Sは、コア・コンピタンスを重視した研究開発型のグローバル・ニッチ企業志向、現場重視主義の経営を基本方針に置き、既存コア事業の強化・拡大による収益性向上を第1ステップとして、新規事業創出による事業規模の拡大、またグループ会社を含めた包括的な競争力向上とグループ経営を主眼とした経営効率化を目指しております。

化学品事業においては、グローバル・ニッチの方針の下、既存各事業の深耕とその周辺展開による事業基盤の強化とともに、事業ポートフォリオの再構築も視野に入れ、全体としての更なる収益性向上を最優先に、次代を担う事業の育成に努めております。また、建材事業においては、壁材とエクステリア、あるいは両者が融合する領域で、商品の独自性とユーザーニーズへのきめ細かな対応による差別化を図りつつ事業領域拡大に取組むとともに、収益性を重視した営業戦略と一層の効率化を推進し、事業基盤の強化を図っております。

全体の計数目標としては、連結売上高500億円、連結営業利益50億円、R O A (総資産純利益率) 5%を掲げております。

コーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの整備

当社は、継続的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する組織と透明性の高い株主重視の経営システムの構築を重要施策として認識しております。「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」に則り、株主の権利の保護、株主の平等性の確保、ステークホルダーとの円滑な関係の構築、適時適切な情報開示を重視し、その実効性を確保する体制の構築に努めております。

適正なコーポレート・ガバナンスを確保するために、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、執行役員制度を導入するとともに、各々の機能にC . E . O . (最高経営責任者)とC . O . O . (最高執行責任者)を置いております。経営責任と業務執行責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役、執行役員の任期は1年としております。

また、企業の社会的責任を真摯に受け止め、内部統制システムの構築によりグループ全体のコンプライアンス体制並びにリスク管理体制を確立するとともに、「環境・安全・健康」を確保するために環境負荷軽減と環境保全に向けた活動を自主的かつ継続的に行い、循環型社会の形成に貢献する企業集団を目指して取り組んでおります。

当社グループは、今後とも、こうした「中期経営計画 S S S」への取組みやコーポレート・ガバナンス向上への取組みが、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策))

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、基本方針に照らして当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年6月26日開催の当社第88回定時株主総会の承認をもって、「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)の採用を決定し、本プランは第88回定時株主総会において承認されました。

本プランの概要は、以下のとおりです。

本プランの対象となる当社株券等の買付け

本プランは以下の()又は()に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為(但し、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大量買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大量買付等を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- ()当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- ()当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

大量買付ルールの内容

当社は、買付者等が当社取締役会に対して大量買付等に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、原則として60日(対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合)又は90日(その他の大量買付等の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)を経過した後にのみ、大量買付等を開始することができる、という大量買付ルールを設定いたします。

また、大量買付ルールに関連して、本プランを適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を防止するため、独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を尊重する見地から、必要に応じて株主意思の確認手続きを行うこととします。独立委員会委員は3名以上とし、独立委員会委員は公平で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役又は社外有識者の中から選任します。当初の独立委員会委員には、社外取締役及び社外監査役を選任しております。また、当社株主の皆様の意思を確認する場合には、会社法上の株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会を開催する場合には、本株主総会の決議の結果に従い、大量買付等の提案に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことといたします。本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとしますが、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

大量買付等がなされた場合の対応方針

- ()買付者等が大量買付ルールを遵守した場合

買付者等が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付等に対する対抗措置はとりません。買付者等の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

しかし、買付者等が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、買付者等による支配権取得が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本プランの例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える手段を取ることがあります。

- ()買付者等が大量買付ルールを遵守しない場合

買付者等が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、必要性及び相当性を勘案したうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付等に対抗する場合があります。買付者等が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。対抗措置として新株予約権の無償割当てを選択する場合には、買付者等に新株予約権の行使を認めないこと等を新株予約権の条件として定めます。

- ()対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、買付者等が大量買付等の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことができるものとします。株主・投資家に与える影響等

- ()本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

- ()対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権3個を上限とした割合で、新株予約権が無償にて割当てられます。この

ような仕組み上、新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。但し、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

()新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続き

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、株主の皆様におかれましては、当社が公告する新株予約権無償割当てにかかる割当て期日までに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

本プランの適用開始と有効期限

本プランは、第88回定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られた平成20年6月26日から発効し、本プランの有効期限は、平成23年6月30日までに開催される第91回定時株主総会の終結の時までとします。

4)本プランが基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにその理由

本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付等がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本プランは、買付者等が大量買付等に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び取締役会評価期間が経過した後にのみ大量買付等を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない買付者等に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、買付者等の大量買付等が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、買付者等に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本プランは、基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様のご承認を本プランの発効・延長の条件としており、本プランにはデッドハンド条項(導入した当時の取締役が一人でも代われれば消却不能になる条項)やスローハンド条項(取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項)は付されておらず、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付等を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プラン

の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

加えて本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役の任期は1年となっていますので、毎年の取締役の選任を通じて本プランにつき株主の皆様のご意思を反映させることができます。

また、大量買付等に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本プランに係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。さらに、必要に応じて、株主の皆様のご意思を尊重するため、株主意思の確認手続きを行うことができるとしています。本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでいます。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費は2億58百万円であります。なお、当第3四半期連結会計期間において研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

中国等のアジア諸国を中心に景況が緩やかな回復傾向を示すなか、当第3四半期連結会計期間も前四半期連結会計期間に続き、化学品事業においてはこの方面を中心とする海外市場に向けた不溶性硫黄や電子化学材料が比較的好調に推移したものの、建材事業は住宅着工戸数の大幅減少が回復を見ないまま推移するなど、事業環境は厳しさを増しています。

こうした中、当社の中期経営計画「SSS」(Shikoku Survival Strategy)においては、固定費削減を中心とした向こう3年間の緊急対策を着実に実行して収益性の早期回復を優先するとともに、今後も事業毎の戦略・施策見直しの精緻化、研究開発及び生産技術の強化を通して、既存事業の強化、新製品・新規事業の創出に全力を注いでまいり所存であります。

(6) 資産、負債及び純資産の状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、第2四半期連結会計期間末比10億91百万円増加し、533億35百万円となりました。主として現金及び預金の増加によるものです。

負債は、第2四半期連結会計期間末比8億85百万円増加し、199億52百万円となりました。主としてその他の項目に含まれております未払金の増加によるものです。

純資産は、第2四半期連結会計期間末比2億5百万円増加し、333億83百万円となりました。四半期純利益の計上により利益剰余金が増加したことなどによるものです。

以上の結果、自己資本比率は第2四半期連結会計期間末の63.1%から62.2%となりました。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	235,850,000
計	235,850,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	58,948,063	58,948,063	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	58,948,063	58,948,063	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年6月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	340(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	340,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 695(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 695 資本組入額 348
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人たる地位であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職又は会社都合退職の場合はこの限りではない。なお、本新株予約権者が死亡により、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人たる地位を失った場合は、当該本新株予約権者の相続人が権利を行使できるものとする。 その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注)1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は当初1,000株とする。

但し、新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、目的株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生ずる1単元未満の株式数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

- 2 本新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- 3 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、それぞれ吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下、総称して「合併契約等」という。)の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を交付することができる。
- 上記の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。但し、合併契約等において別に定める場合はこの限りではない。

- (a) 交付される新株予約権(以下、「承継新株予約権」という。)の目的である存続会社等の株式の数
 交付時の交付新株予約権の目的である存続会社等の株式の数(以下、「承継目的株式数」という。)は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \text{合併等の効力発生直前における目的株式数} \times \frac{\text{合併契約等に定める当社の株式1株に対する存続会社等の株式の割当の比率(以下、「割当比率」という。)}}{1}$$

- (b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額(以下、「承継行使価額」という。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	-	58,948	-	6,867	-	5,741

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】 平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 436,000	-	-
完全議決権株式(その他)(注)1	普通株式 58,167,000	58,167	-
単元未満株式(注)2	普通株式 345,063	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	58,948,063	-	-
総株主の議決権	-	58,167	-

(注)1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式958株が含まれております。

【自己株式等】 平成21年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 四国化成工業株式会社	香川県丸亀市土器町東 8丁目537番地1	436,000	-	436,000	0.74
計	-	436,000	-	436,000	0.74

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	339	383	460	513	576	565
最低(円)	306	323	375	428	475	527

月別	10月	11月	12月
最高(円)	606	580	565
最低(円)	512	470	527

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,557	3,281
受取手形及び売掛金	3 11,643	3 12,635
商品及び製品	4,806	5,139
仕掛品	121	142
原材料及び貯蔵品	1,908	2,119
繰延税金資産	708	686
その他	305	100
貸倒引当金	23	22
流動資産合計	25,028	24,084
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,010	5,083
機械装置及び運搬具（純額）	2,909	3,140
土地	8,654	8,641
建設仮勘定	253	58
その他（純額）	546	719
有形固定資産合計	1 17,373	1 17,643
無形固定資産	155	214
投資その他の資産		
投資有価証券	8,559	8,308
繰延税金資産	1,566	1,733
その他	652	659
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	10,778	10,701
固定資産合計	28,307	28,559
資産合計	53,335	52,643

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,886	7,325
短期借入金	2,175	2,250
1年内返済予定の長期借入金	733	725
未払法人税等	556	722
役員賞与引当金	30	38
その他	3,283	3,067
流動負債合計	13,664	14,129
固定負債		
長期借入金	1,806	2,269
再評価に係る繰延税金負債	1,858	1,855
退職給付引当金	2,193	2,244
役員退職慰労引当金	228	219
負ののれん	18	34
その他	181	194
固定負債合計	6,287	6,819
負債合計	19,952	20,948
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,867	6,867
資本剰余金	5,741	5,741
利益剰余金	18,581	17,162
自己株式	275	253
株主資本合計	30,916	29,518
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	430	118
繰延ヘッジ損益	1	0
土地再評価差額金	1,993	1,989
為替換算調整勘定	184	141
評価・換算差額等合計	2,240	1,967
新株予約権	39	34
少数株主持分	186	175
純資産合計	33,383	31,695
負債純資産合計	53,335	52,643

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	31,303	29,534
売上原価	19,854	18,606
売上総利益	11,449	10,928
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	2,328	2,076
広告宣伝費	627	528
給料	1,413	1,385
役員賞与引当金繰入額	34	30
退職給付費用	164	176
役員退職慰労引当金繰入額	36	36
研究開発費	803	769
その他	2,499	2,305
販売費及び一般管理費合計	7,907	7,309
営業利益	3,541	3,618
営業外収益		
受取利息	22	11
受取配当金	272	194
雑収入	60	33
営業外収益合計	355	239
営業外費用		
支払利息	87	55
売上割引	78	69
為替差損	205	122
雑損失	11	8
営業外費用合計	383	255
経常利益	3,513	3,602
特別利益		
固定資産売却益	0	-
投資有価証券売却益	-	20
貸倒引当金戻入額	-	0
特別利益合計	0	20
特別損失		
固定資産除却損	103	38
固定資産売却損	0	3
減損損失	14	-
投資有価証券売却損	-	0
投資有価証券評価損	28	286
特別損失合計	146	329
税金等調整前四半期純利益	3,367	3,293
法人税等	1,344	1,273
少数株主利益	8	11
四半期純利益	2,014	2,008

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	9,656	9,512
売上原価	6,171	6,023
売上総利益	3,484	3,488
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	727	655
広告宣伝費	207	147
給料	466	468
役員賞与引当金繰入額	11	10
退職給付費用	49	55
役員退職慰労引当金繰入額	12	12
研究開発費	269	258
その他	786	748
販売費及び一般管理費合計	2,529	2,356
営業利益	954	1,131
営業外収益		
受取利息	5	2
受取配当金	84	82
為替差益	-	56
雑収入	9	11
営業外収益合計	99	152
営業外費用		
支払利息	23	16
売上割引	24	22
為替差損	341	-
雑損失	2	2
営業外費用合計	391	41
経常利益	662	1,243
特別損失		
固定資産除却損	29	26
固定資産売却損	0	3
投資有価証券評価損	26	284
特別損失合計	56	314
税金等調整前四半期純利益	605	929
法人税等	250	352
少数株主利益	3	3
四半期純利益	352	573

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,367	3,293
減価償却費	1,314	1,245
退職給付引当金の増減額（は減少）	126	50
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	27	9
受取利息及び受取配当金	294	205
支払利息	87	55
投資有価証券売却損益（は益）	-	19
投資有価証券評価損益（は益）	28	286
減損損失	14	-
有形固定資産除却損	103	38
売上債権の増減額（は増加）	1,770	908
たな卸資産の増減額（は増加）	711	524
仕入債務の増減額（は減少）	254	293
その他	381	103
小計	5,708	5,896
利息及び配当金の受取額	294	205
利息の支払額	86	54
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	1,648	1,480
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,268	4,566
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,453	810
有形固定資産の売却による収入	3	7
有形固定資産の除却による支出	49	5
投資有価証券の取得による支出	418	24
投資有価証券の売却による収入	-	34
定期預金の増減額（は増加）	598	103
その他	7	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,524	700
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,225	75
長期借入れによる収入	2,550	100
長期借入金の返済による支出	5,785	555
自己株式の取得による支出	11	22
配当金の支払額	585	585
その他	49	62
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,657	1,200
現金及び現金同等物に係る換算差額	57	81
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	971	2,584
現金及び現金同等物の期首残高	5,111	3,173
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,139	5,757

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
(四半期連結貸借対照表関係)
<p>四半期連結財務諸表の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となったことに伴い、前第3四半期連結会計期間において「商品」「製品」「原材料」の科目で区分掲記されていたもの及び流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「貯蔵品」は、当第3四半期連結会計期間においては「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の流動資産の「その他」に含まれる「貯蔵品」は152百万円で「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ5,114百万円、2,026百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
税金費用の計算
<p>税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 27,241百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 26,500百万円
2 偶発債務	2 偶発債務
保証債務	保証債務
中讃ケーブルビジョン(株) 399百万円	中讃ケーブルビジョン(株) 426百万円
四国化成欧艾姆(上海)貿易有限公司 9百万円	四国化成欧艾姆(上海)貿易有限公司 6百万円
計 408百万円	計 433百万円
3 受取手形割引高 1,403百万円	3 受取手形割引高 874百万円
<p>四半期連結会計期間末日満期手形の処理方法 当第3四半期連結会計期間末日は金融機関の休日ですが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 当第3四半期連結会計期間末日満期手形の金額は次のとおりであります。</p>	-
受取手形 14百万円	
支払手形 286百万円	
設備関係支払手形 2百万円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)
現金及び預金勘定 5,061百万円	現金及び預金勘定 5,557百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 921百万円	有価証券(流動資産その他) 200百万円
現金及び現金同等物 4,139百万円	現金及び現金同等物 5,757百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,948,063株

2 自己株式の種類及び株式数

普通株式 459,688株

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社(親会社) 39百万円

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	292	5.00	平成21年3月31日	平成21年6月26日	利益剰余金
平成21年10月28日 取締役会	普通株式	292	5.00	平成21年9月30日	平成21年12月10日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	化学品事業 (百万円)	建材事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	5,259	4,035	360	9,656	-	9,656
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	2	-	59	61	(61)	-
計	5,261	4,035	420	9,718	(61)	9,656
営業利益	970	312	38	1,321	(366)	954

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	化学品事業 (百万円)	建材事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	5,575	3,696	239	9,512	-	9,512
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	0	-	52	53	(53)	-
計	5,576	3,696	292	9,565	(53)	9,512
営業利益	1,003	469	24	1,497	(365)	1,131

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	化学品事業 (百万円)	建材事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	18,817	11,763	721	31,303	-	31,303
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	4	-	207	212	(212)	-
計	18,822	11,763	929	31,515	(212)	31,303
営業利益	3,864	792	70	4,727	(1,185)	3,541

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	化学品事業 (百万円)	建材事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	18,172	10,759	602	29,534	-	29,534
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	1	-	173	175	(175)	-
計	18,174	10,759	776	29,710	(175)	29,534
営業利益	3,646	1,035	64	4,746	(1,128)	3,618

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品等の名称

事業区分は事業目的において区分された項目別とし、その事業規模も勘案して下記のとおり分類しております。

- ・ 化学品事業.....無機化成品、有機化成品、ファイン ケミカルなどの化学工業薬品事業
- ・ 建材事業.....内外装用化粧壁、エクステリア、アルミシャッターなどの建築土木資材事業
- ・ その他の事業...情報システム事業などの顧客サービス事業

(会計方針の変更)

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しておりますが、各セグメントの営業損益に与える影響は軽微であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	8,783	873	9,656	-	9,656
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	1,036	0	1,036	(1,036)	-
計	9,820	872	10,692	(1,036)	9,656
営業利益	920	45	965	(10)	954

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	8,916	595	9,512	-	9,512
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	623	1	625	(625)	-
計	9,540	596	10,137	(625)	9,512
営業利益	1,183	5	1,188	(56)	1,131

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	27,569	3,733	31,303	-	31,303
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	3,161	9	3,171	(3,171)	-
計	30,730	3,743	34,474	(3,171)	31,303
営業利益	3,338	187	3,525	15	3,541

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	26,221	3,313	29,534	-	29,534
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	2,905	14	2,920	(2,920)	-
計	29,126	3,328	32,455	(2,920)	29,534
営業利益	3,508	125	3,633	(15)	3,618

(注)1 国又は地域の区分の方法

地理的な近接度により区分しております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米：米国

(会計方針の変更)

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しておりますが、各セグメントの営業損益に与える影響は軽微であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	1,009	873	251	2,133
連結売上高(百万円)				9,656
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	10.5	9.0	2.6	22.1

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	1,601	595	118	2,314
連結売上高(百万円)				9,512
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	16.8	6.3	1.2	24.3

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	4,064	3,739	724	8,528
連結売上高(百万円)				31,303
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	13.0	11.9	2.3	27.2

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	4,825	3,313	503	8,642
連結売上高(百万円)				29,534
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	16.4	11.2	1.7	29.3

(注) 1 国又は地域の区分の方法

地理的な近接度により区分しております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アジア：東アジア及び東南アジア諸国、北米：米国等、その他の地域：欧州等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	566円90銭	1株当たり純資産額	537円95銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	33,383	31,695
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	226	209
(うち新株予約権)(百万円)	(39)	(34)
(うち少数株主持分)(百万円)	(186)	(175)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額(百万円)	33,157	31,485
普通株式の発行済株式数(千株)	58,948	58,948
普通株式の自己株式数(千株)	459	419
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数(千株)	58,488	58,528

2 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 34円41銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 34円33銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期純利益(百万円)	2,014	2,008
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,014	2,008
普通株式の期中平均株式数(千株)	58,529	58,514

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 6円02銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 9円80銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期純利益(百万円)	352	573
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	352	573
普通株式の期中平均株式数(千株)	58,526	58,496

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第90期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)中間配当については、平成21年10月28日開催の取締役会において、平成21年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

- (1) 配当金の総額.....292百万円
- (2) 1株当たりの金額.....5円00銭
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成21年12月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月6日

四国化成工業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北 田 隆 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 倉 康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている四国化成工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、四国化成工業株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月3日

四国化成工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 田 隆	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 田 武	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている四国化成工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、四国化成工業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。